

# 「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令案」の概要

## 趣旨

最近における社会情勢に鑑み、災害共済給付について、いじめ、体罰その他の本人の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担による高校生等の故意の死亡等を対象とすることとする。

## 概要

### 1. 現行制度

#### (1) 災害共済給付制度

- 学校の管理下で発生した不慮の災害から被災児童生徒等を救済する互助共済制度
- 国、学校の設置者及び保護者の三者の費用負担により運営

#### (2) 高校生等の故意の死亡等に係る給付制限

- 高校生等の故意の死亡等は、本人の責めに帰すべき災害であり、相互扶助の理念に基づき救済すべき災害とはいえないとして、災害共済給付の対象外とされている(※)。  
 ※ 小中学生については、責任能力を有しない者がその年齢層の多くを占めているため、死亡等の故意については観念できないものと扱われ、給付の対象とされている。

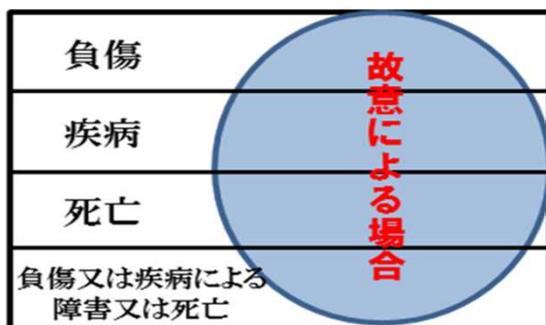
### 2. 改正内容

高校生等が、いじめ、体罰その他の当該高校生等の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により故意に死亡したとき等について、災害共済給付の対象に加えることとする改正を行う。

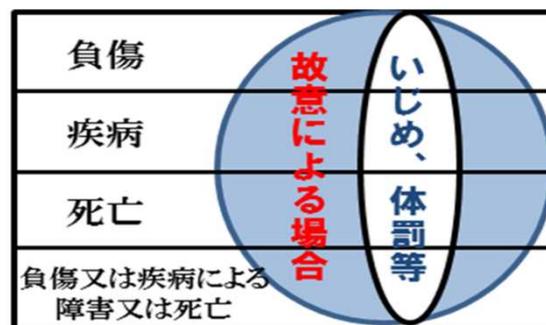
◆ 今回の改正によって給付の対象となる高校生等の災害の範囲に係る図

※ 青色の部分が生じた災害の対象外である。

【改正前】



【改正後】



### 3. 施行期日

公布日(平成28年4月1日以後に生じた災害に係る災害共済給付について適用)

### 4. 閣議予定日

平成28年9月2日

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（災害共済給付の給付基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二条第一項に規定するいじめをいう。）、体罰（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十一条ただし書に規定する体罰をいう。）その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りでない。</p> <p>8（略）</p>	<p>（災害共済給付の給付基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。</p> <p>8（略）</p>

(給付金の支払の請求及びその支払)

第四条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

一 学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長

二・三 (略)

(給付金の支払の請求及びその支払)

第四条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長

二・三 (略)